

令和〇〇年度 大学等向け安全保障貿易管理説明会

大学の安全保障輸出管理 ～ 監査を起点とした展開例 ～

東海国立大学機構 名古屋大学
学術研究・産学官連携推進本部

1.背景・経緯等

- ・外為法（輸出者等遵守基準）の要求項目であり、学内規程で監査を定めている。
- ・まずはトライアルで部局を限定して実施、問題点・課題を探る。（実績積み上げて、浸透させる）

2.狙い

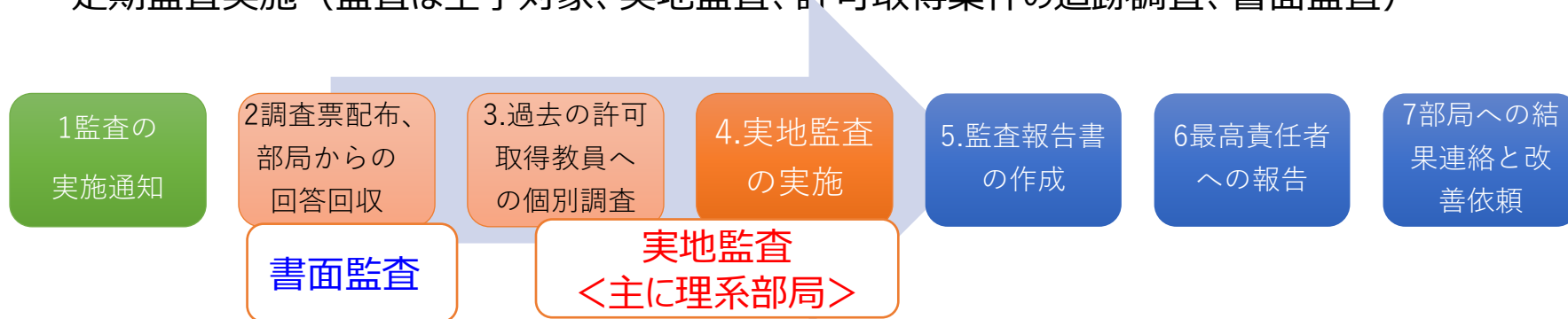
- ・監査を通じ**部局と情報交換し、双方が課題を共有して改善（リスク低減等）を図る。**
- ・**部局長及び事務関係者の意識を高め**、輸出管理の浸透、定着をはかる。

3.監査の方法

- ・対象部門：全部局（学部・研究科・附属研究所）
- ・方法：実態（リスク）に応じ①実施監査、②書面監査に分け実施
- ・監査人：輸出管理スーパーバイザー、輸出管理責任者、輸出管理マネージャー、事務局メンバー
- ・実地監査部局側対応者：部局長、事務長及び事務関係者

4.実施手順

- ・定期監査実施（監査は全学対象、実地監査、許可取得案件の追跡調査、書面監査）



2 監査のポイント：監査でスパイラルアップ

【〇〇年度の実地監査のポイント】

〈監査のガイドライン〉

外為法55条の10_輸出者遵守基準に基づく、輸出者遵守基準を定める省令第1条二号に定める「輸出等の業務の適正な実施についての監査の体制及び定期的な監査の実施に係る手続きを定め、当該手続きに従って監査を定期的実施するよう努めること」

〈目的〉

- 自主点検し、トラブルの芽を摘む（不正輸出があれば経済産業省への報告が必要）
- ※ 情報を共有し、連携して改善/強化をはかる（効率的な管理やリスクの低減）

〈監査時に確認する点〉 **全学展開により、更なるリスク低減**

- 輸出管理が法令・学内規程に基づき適正に実施されていることを確認する
- 昨年度の指摘事項のフォローアップ状況を確認する
- 部局における自主管理項目を確認する
- 該当品の管理状況を確認する・・・（個別に担当教員に確認済み、結果報告する）
- **今後の課題、周知活動等に関する情報交換/連携の在り方を確認する**

**ここが重要
PDCAの起点**

〈今後の課題解決に向けた情報交換〉

- 機微な貨物・技術を保有する研究室は？ ⇒ 特に機微な研究室を把握（→濃淡管理）
- 国際交流活動に伴う留学生等の受入 ⇒ 教員自身の理解が不可欠（→啓発活動）

実地監査対象 部局の選抜法

別表1

令和2年度 安全保障輸出管理の監査について

■ 監査実施方針・・・実地監査対象部局等の決定

- ・ 監査は書面監査^{注1)}と実地監査^{注2)}にて行う。
- ・ 実地監査は管理区分A、B^{注3)}の部局を候補とする。
- ・ 管理区分Aの大学院・付属研究所は、少なくとも3年間に一度は、実地監査対象とする。本年度は3～5部局等を想定。
- ・ 上記以外の管理区分A、管理区分Bの部局は、必要と認められる時に実地監査対象とする。
- ・ 実地監査は以下の要素を勘案して決定する。
 - ・ 自己調査票により実地監査が必要と認められた部局等
 - ・ 前年度監査時に指摘事項があった部局等
 - ・ 貨物や技術の輸出及び受入の多い部局等

注1) すべての部局等に対して行う1次監査。

注2) 自己調査票等から面談が必要と認められた部局に対して行う2次監査。

注3) 管理区分A：規制対象となる貨物・技術を多く保有しており、かつ貨物輸出・技術提供が多い。

管理区分B：規制対象となる貨物の設計・製造・使用の技術を保有している。

管理区分は、別添資料を参照ください。

関係部局の長 殿

副総長(学術研究・産学官連携担当) 殿
輸出管理統括責任者 殿

令和2年度安全保障輸出管理に関する監査の実施について(通知)

平素は、本学の安全保障輸出管理に御協力いただきありがとうございます。

令和2年度の「安全保障輸出管理に関する監査」を、〇〇大学安全保障輸出管理規程第〇〇条に基づき実施いたします。

「安全保障輸出管理に関する監査」は、定期的(年1回)に実施することとしており、外為法及び関係法令(※1)に基づくものです。

監査に当たり、添付資料1に記載させて頂きました改定業務ルートに記載のあるご担当の方々を、輸出管理事務局までご連絡ください。

なお、監査の進め方につきましては、後日、管理区分(※2)ごとに、輸出管理事務局から部局窓口(※3)を通じてご依頼いたしますので、ご理解とご協力の程よろしくお願いたします。

記

1. 日程：① 個別依頼及び自己調査表配付：9月上旬 ※提出期限：

② 監査：10月中旬～10月下旬

③ 報告：12月初旬

2. 方法：管理区分に応じ、①実地監査、②書面監査若しくは③調査により実施します。

なお、自己調査票の結果により、実施方法(実地又は書面)を変更する場合があります。

3. 本年度の監査対象部門：別表1の方針に従って選出した部門(別紙資料)

(注)平成28年度から、理系部局以外(事務局、運営組織、文系部局及びその他研究組織)についても選択的に実地監査を実施し、実態把握等を行っております。

【補足事項】

(※1) 外為法第55条の10及び輸出者等遵守基準を定める省令

(※2) 該当品の取り扱い・輸出管理対象の質と量等を基に、輸出管理リスク度合いを評価し設定

(※3) 〇〇大学では部局に輸出管理責任者及び事務局を設置していないため、部局窓口を総務筆頭係長でお願いいたします。

以上

4 監査報告書/最高責任者、役員会報告

【報告内容】

1. 監査概要

監査の種類、対象・項目、対象部局、立合い者、目的等

2. 監査結果

3. 自己調査票集計結果 (ここでの記載内容を一部紹介する)

4. 実地監査、書面監査

5. 許可品追跡調査

6. 該当年度の輸出管理実績

7. 総括